

選挙管理委員会議案

(29年第1回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 2 9 年 3 月 2 日 午前 9 時

上三川町役場 4 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

報告第 1 号 委員長の専決処分事項の報告について

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数に
ついて

4 その他

5 閉会

報告第1号

委員長の専決処分事項の報告について

上三川町選挙管理委員会規程（昭和59年上三川町選挙管理委員会告示第5号）第14条の規定により、次の事項を専決処分したので、報告する。

平成29年3月2日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

専決処分第1号

定時登録に伴う選挙人名簿の縦覧場所等（平成29年3月分）

専決処分第2号

在外選挙人名簿に係る縦覧場所等（平成29年3月分）

上三川町選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、平成29年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成29年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで上三川町役場において縦覧に供する。

平成29年2月7日

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

上三川町選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、平成29年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで上三川町役場において縦覧に供する。

平成29年2月7日

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 29 年 3 月 2 日選挙人名簿に登録する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H28.12.2)			今回登録者数(H29.3.2)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,223	1,254	2,477	1,218	1,246	2,464	△5	△8	△13
第2投票区	1,907	1,883	3,790	1,910	1,884	3,794	3	1	4
第3投票区	743	728	1,471	746	726	1,472	3	△2	1
第4投票区	931	958	1,889	940	962	1,902	9	4	13
第5投票区	2,088	1,755	3,843	2,103	1,766	3,869	15	11	26
第6投票区	1,407	1,410	2,817	1,414	1,403	2,817	7	△7	0
第7投票区	1,403	1,430	2,833	1,407	1,421	2,828	4	△9	△5
第8投票区	1,761	1,726	3,487	1,767	1,730	3,497	6	4	10
第9投票区	1,440	1,434	2,874	1,448	1,420	2,868	8	△14	△6
合 計	12,903	12,578	25,481	12,953	12,558	25,511	50	△20	30

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 29 年 3 月 2 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

平成 29 年 3 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

平成 29 年 3 月 2 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

511 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,252 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,504 人